

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、源泉所得税課税状況及び民間給与実態統計調査結果（抜粋）から成っている。課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容をとらえたものである。民間給与実態統計調査は、給与所得者（民間企業に属するものに限る。）についての企業規模別、業種別等に人員、給与及び税額の構造を明らかにしたものである。この調査は標本調査の方法で調査、集計したものであるため、前半の課税状況の関連数値とは若干の差がある。

2 源泉徴収税率（平成14年分）

- | | | |
|-----------------------|---|--|
| (1) 利子所得（源泉分離） | 15%（他に地方税5%） | |
| (2) 給与所得 | 「給料所得の源泉徴収税額表」に定める額（略） | |
| (3) 配当所得 | イ 源泉分離（選択）課税分（5%保有法人への支払、1回25万円以上の支払を除く）……35% | |
| | ロ 確定申告不要分（1回5万円以下（特定投信10万円以下））……20% | |
| | ハ 総合課税分……20% | |
| | ニ 公募投資信託等の収益の分配等（分離課税）……15%（他に地方税5%） | |
| (4) 退職所得 | イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合
……「退職所得の源泉徴収税額の速算表」により求めた額（略） | |
| | ロ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合……20% | |
| (5) 上場株式等の譲渡所得等（源泉分離） | 譲渡利益金額（原則として譲渡代金の5.25%相当額）……20% | |
| (6) 報酬・料金等 | | |
| 居住者 | イ 原稿料等（所得税法第204条1項1号）
弁護士、税理士等（同条1項2号）
職業野球選手、騎手等（同条1項4号）
芸能等についての出演、演出等（同条1項5号）
契約金（同条1項7号） | 左の報酬・料金の額……10%
ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える金額については20% |
| | ロ 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条1項2号）（控除金額）1回の支払金額1万円
職業拳闘家（同条1項4号）（ ）1回の支払金額5万円
外交員、集金人、電力量計の検針人（同条1項4号）（ ）月中の支払金額12万円
ホステス、バンケットホステス、コンパニオン等
（同条1項6号・措置法第41条の19）（ ）5千円×日数
広告宣伝の賞金（同条1項8号）（ ）1回の支払金額50万円
馬主が受ける競馬の賞金（同条1項8号）（ ）賞金額の20%+60万円 | 報酬・料金の額－控除金額……10% |
| | ハ 診療報酬（同条1項3号） | 月分の支払金額－控除金額（20万円）……10% |
| | ニ 公的年金等（所得税法第203条の2） | 公的年金等の支給額－控除額……10% |
| | ホ 生命保険契約等に基づく年金
（所得税法第207条） | （支払う年金の額－その年金の額に対応する保険料又は掛け金の額）で25万円以上のもの……10% |
| 内国法人 | イ 芸能法人（所得税法第174条10号） | ……10% |
| | ロ 馬主が受ける競馬の賞金（同条11号） | 賞金額－控除金額（賞金額の20%+60万円）……10% |

3 統計表の収録一覧

統 計 表	分 類 方 法	調 査 項 目							調 査 方 法
		源泉徴収義務者数	人 員	支 払 金 額	給 与 所 得		税 額	譲 渡 利 益 金 額	
					人 員	金 額			
3－1 所得種類別課税状況									
(1) 利子所得等の課税状況				○			○		} 標 本 調 査
(2) 給与所得及び退職所得の課税状況			○	○			○		
(3) 配当所得の課税状況			○	○			○		
(4) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況							○	○	
(5) 報酬・料金等所得の課税状況			○	○			○		
(6) 非居住者等所得の課税状況			○	○			○		} 全 数 調 査
(7) 税務署別源泉徴収税額	所 得 種 類 別						○		
3－2 源泉徴収義務者数									
(1) 源泉徴収義務者数	所 得 種 類 別	○							} 全 数 調 査
(2) 給与所得の事故徴収義務者数		○							
(3) 税務署別源泉徴収義務者数	所 得 種 類 別	○							
3－3 累年比較									
(1) 所得別源泉徴収税額の累年比較	所 得 種 類 別						○		} 全 数 調 査
(2) 所得別源泉徴収義務者数の累年比較	〃	○							
(3) 所得別加算税額の累年比較	〃						○		
(4) 利子所得等の累年比較				○			○		} 標 本 調 査
(5) 給与所得及び退職所得の累年比較			○	○			○		
(6) 配当所得の累年比較			○	○			○		
(7) 報酬・料金等所得の累年比較			○	○			○		
(8) 非居住者等所得の累年比較				○			○		
3－4 民間給与実態統計調査結果（抜粋） 給与所得者数、給与額及び税額 （1年を通じて勤務した給与所得者）						○	○	○	標 本 調 査